



「分電盤の点検に行きます」の電話から始まる勧誘に注意！

分電盤の点検商法に関する相談が 2024 年から急増しており、契約者の 8 割が 70 歳以上です。分電盤を含む家庭用の電気設備については、4 年に 1 回の法定点検が電力会社に義務付けられています。法定点検では、必ず事前に書面で通知の上、登録調査機関の調査員証を携帯した調査員が来ます。点検後にその場で契約の勧誘をすることはありません。

事例 1 電話で分電盤の点検を勧められ了承したところ、「これは古いので漏電して火事になる」とすぐに交換を勧められ 17 万円の交換工事の契約をした。高額なのでやめたい。

事例 2 電力会社の委託を受けたという業者の点検後に交換工事を契約したが、委託というのはうそだった。

事例 3 分電盤は 15 年で交換することが法律で決めら

れていると言われ契約をしてしまった。

アドバイス

○電話や突然訪問してきた業者には安易に点検させないようにしましょう。

○点検させたとしてもその場では契約せず、十分に比較や検討しましょう。

○身の危険を感じたときや怖いと思ったら「110 番」に電話してもよいでしょう。

○日頃から困った時の電話・相談先を自宅の目につきやすい場所に貼っておきましょう。

○契約書を受け取ってから 8 日間以内であればクーリング・オフができる可能性があります。

少しでも不安に感じたら、すぐ消費生活センターに相談しましょう。

■相談業務の案内

相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

相 談	日 時	場 所	問 合 先
弁護士相談（要予約） （弁護士が法的な見解等を助言） ※予約開始 12 月分：11/2（月）8 時 30 分～ 1 月分：12/1（火）9 時～ ※同じ案件での相談は 2 回まで （異なる会場で相談しても同様） ※1 回目の相談終了後から、2 回目予約可	11 月 13 日（金）、27 日（金） 12 月 11 日（金）、25 日（金）10 時～12 時	本庁舎 2 階 市民相談室	市民生活課 ☎（21） 2122
	11 月 19 日（木）10 時～12 時	大平隣保館 ☎（43） 6611 ☎0120-46-7830	
	11 月 16 日（月）10 時～12 時	藤岡総合支所 別館 2 階 会議室	市民生活課 ☎（21） 2122
	12 月 15 日（火）10 時～12 時	都賀総合支所 2 階 小会議室	
	11 月 24 日（火）10 時～12 時	西方総合支所 1 階 会議室	
法律相談（要予約） ※主催 栃木市社会福祉協議会 宅地建物相談 （売買や賃貸借、所有と管理） 予約開始：11/2（月）8 時 30 分～ 司法書士相談 （相続・遺言、不動産登記、成年後見制度等） 予約開始：11/2（月）8 時 30 分～ 行政書士相談 （相続・遺言、農地転用、開発行為等の手続き） 予約開始：11/2（月）8 時 30 分～ 消費生活相談（要予約） （商品やサービスなど消費生活全般） 合同相談 （要予約※相談日の 1 週間前まで） ・行政相談（国の行政機関等の業務に対する苦情・意見・要望等） ・人権擁護委員相談	11 月 17 日（火）9 時～12 時	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館	栃木市社会福祉協議会大平支所 ☎（43） 0294
	11 月 20 日（金）10 時～12 時	本庁舎 2 階 市民相談室	市民生活課 ☎（21） 2122
	11 月 18 日（水）10 時～12 時		
	11 月 20 日（金）14 時～16 時		
	月～木曜日 9 時～12 時、13 時～15 時	本庁舎 2 階 消費生活センター	☎（23） 8899 FAX（23） 8820
市民相談 （日常生活の問題など）	11 月 10 日（火）10 時～12 時 ※各総合支所での相談をご希望される場合、お問合せください	本庁舎 2 階 市民相談室	市民生活課 ☎（21） 2122
	月～金曜日 9 時～17 時	本庁舎 2 階 市民相談室	市民生活課 ☎（21） 2122
人権相談	月～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分	大平隣保館☎（43）6611 ☎0120-46-7830、厚生センター☎（24）2444、人権・男女共同参画課☎（21）2161	
配偶者等からの暴力（DV）相談	月～金曜日 9 時～16 時	配偶者暴力相談支援センター☎（21）2218	
いじめ相談電話 青少年相談 （非行問題・不登校など）	月～金曜日 9 時～17 時 ※土日祝日・時間外は事前に予約が必要	本庁舎青少年育成センター☎（24）0667 gakusyu03@city.tochigi.lg.jp 本庁舎青少年育成センター☎（23）6566 gakusyu03@city.tochigi.lg.jp	
家庭児童相談 （0～17 歳の子どもとその家族、ヤングケアラー等）	月～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分	こども家庭センター☎（25）5149	
児童虐待相談	月～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分	こども家庭センター☎（25）5149 ※左記以外の時間は☎ 189	
女性・ひとり親家庭相談	月～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分	こども家庭センター☎（25）8033	
障がい児者相談 （福祉サービスの利用・障がい理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止）	月～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分	本庁舎障がい福祉課 障がい児者相談支援センター係☎（21）2219 FAX（21）2682	
ひきこもり相談（要予約） ※事前にお話を伺います。	第 4 水曜日（次回 11 月 25 日） 10 時～12 時、13 時～15 時	栃木勤労青少年ホーム☎（22）3113 大平勤労青少年ホーム☎（43）5191	祝日除く
就労支援相談（要予約） （40 歳未満の就労相談）	第 1・3 月曜日 13 時～21 時 第 1・3 土曜日 17 時～21 時 第 2・4 月曜日 13 時～21 時 毎週土曜 13 時 30 分～16 時 30 分		
高齢者相談 （介護や福祉、生活全般、虐待）	月～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分	本庁舎 栃木中央地域包括支援センター係☎（21）2245・2246	
もの忘れ相談 （認知症の専門員による相談）	第 2 金曜日（次回 11 月 13 日） 10 時～11 時 30 分	本庁舎 1 階 市民スペース 栃木中央地域包括支援センター係☎（21）2171・2246	

11 月は『リチウムイオン電池による火災防止月間』です

小型充電式電池（リチウムイオン電池、モバイルバッテリーなど）が、もやすごみやもやさないごみに混入して排出されたことにより、収集車および処理施設の火災が多発しています。火災が発生するとごみの持ち込みやごみステーションの収集など、すべてのごみ処理がストップし、市民の皆様へ大きな被害を及ぼすことになります。皆様の協力が火災を防ぎます！ごみの分別にご協力をお願いします。

小型充電式電池を使った製品の捨て方にご注意ください！

小型充電式電池を使った製品ってどんなもの？

モバイルバッテリー



充電式おもちゃ

電子たばこ



電動歯ブラシ など



▲一般廃棄物（家庭ごみ）の出し方



▲有害ごみ（電池）の出し方

絶対に「もやすごみ」「もやさないごみ」で捨てないでください

電池の処分方法

捨て方を間違えると**火災**や**爆発**の危険があります！

種 類	処 分 方 法
小型充電式電池 ニカド電池／ニッケル水素電池 リチウムイオン電池 見た目が小さくても要注意！	ごみステーションには出せません 家電量販店などの『リサイクル協力店』に置かれている『小型充電式電池リサイクル BOX』に入れてください。また、市役所本庁舎、大平・藤岡・都賀・西方・岩舟総合支所、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府公民館およびとちぎクリーンプラザにも『小型充電式電池リサイクル BOX』が置かれていますので、ご利用ください
乾電池 アルカリ乾電池／マンガン乾電池 リチウム乾電池／オキシライド乾電池 コイン電池 リチウムコイン電池	『有害ごみ』として ごみステーションに出すことができます  コイン電池  乾電池
ボタン電池 アルカリボタン電池 酸化銀電池 空気亜鉛電池  ボタン電池	ごみステーションには出せません 家電量販店などの『ボタン電池回収協力店』に置かれている『ボタン電池回収缶（ボタン電池専用）』に入れてください。なお、お入れいただく際は、お店の方に一声かけてください

リフォームのご相談もお気軽に！
秋の大感謝祭 2026

10月31日(土)・11月1日(日)
城内町 栃木ガス構内特設会場 にて

皆様のご来場、心よりお待ちしております！

Gas One 栃木ガス株式会社
栃木市城内町2-2-23 TEL0282-22-2939

空き家・ご実家の解体相談
お任せください！

不用品処分から建物解体工事まで一括対応

現地調査無料

ご相談無料

株式会社 Cri-Kai (クリカイ)
かたづけ屋☆栃木

☎0282-30-1632

栃木市指定一般廃棄物許可業者／解体工事業・産業廃棄物収集運搬業許可保有